

平成 2 9 年 6 月  
大 東 市 議 会  
定 例 月 議 会 議 案  
条 例 新 旧 対 照 表



印刷物番号

29-18

## も く じ

・ 議案第 4 8 号	大東市職員の育児休業等に関する条例 -----	2
・ 議案第 4 9 号	大東市職員の退職手当に関する条例 -----	6
・ 議案第 5 0 号	大東市立市民会館条例 -----	1 0
・ 議案第 5 1 号	大東市特別会計設置条例 -----	1 4
・ 議案第 5 2 号	大東市立北条コミュニティセンター条例 -----	1 6
	大東市立生涯学習ルーム条例 -----	2 0
	大東市体育施設条例 -----	2 2
	大東市立総合文化センター条例 -----	2 6
	大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例 -----	3 2
	大東市立文化情報センター条例 -----	3 6

大東市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新

第1条 ～ 第4条 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第5条 (略)

(1) ～ (5) (略)

(6) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

(7) ～ (8) (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

第7条 ～ 第12条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

旧

第1条 ～ 第4条 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第5条 (略)

(1) ～ (5) (略)

(6) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

(7) ～ (8) (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

第7条 ～ 第12条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

主要改正点

- ・ 育児休業について再度の取得等ができる特別の事情として、新たな事項を追加したこと。

## 新

第13条 (略)

(1) ～ (6) (略)

(7) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第14条 ～ 第25条 (略)

## 旧

第13条 (略)

(1) ～ (6) (略)

(7) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第14条 ～ 第25条 (略)

大東市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第9条 (略) (失業者の退職手当)
第10条 (略)
2 ～ 9 (略)
10 (略)
(1) (略)
(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u>
ア <u>特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u>
イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u>
(3) (略)
(4) (略)
11 (略)
(1) ～ (4) (略)
(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同</u>

主要改正点

- ・退職手当として支給することができる失業等給付を拡充したこと。
- ・移転費の支給対象に、職業紹介事業者等の紹介により就職する者を追加したこと。

旧
第1条 ～ 第9条 (略) (失業者の退職手当)
第10条 (略)
2 ～ 9 (略)
10 (略)
(1) (略)
(2) (略)
(3) (略)
11 (略)
(1) ～ (4) (略)
(5) <u>公共職業安定所の紹介した職業に就くため、または市長が雇用保険法の規定の例に</u>

## 新

法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12 ～ 17 (略)

第11条 ～ 第21条 (略)

付 則

1 ～ 10 (略)

11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

る職業指導を行うことが適当であると認めたもの とする。

」

## 旧

より指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12 ～ 17 (略)

第11条 ～ 第21条 (略)

付 則

1 ～ 10 (略)

大東市立市民会館条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第7条 (略)
第8条 (略) (利用料金)
第9条 (略) 2 (略) 3 前2項の利用料金は、 <u>利用の許可を受けるときに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (利用料金の還付)
第10条 既納の利用料金は、還付しない。 <u>ただし、指定管理者が特別な事由に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。</u>
第11条 (略)
第12条 (略)
第13条 (略)
第14条 (略)
第15条 (略)
第16条 (略)

主要改正点

- ・利用に係る申請の方法について、大東市公共施設予約システムを用いる方法に変更することに伴い、当該システムの運用に整合させるため、条文中の該当箇所を変更したこと。

旧
第1条 ～ 第7条 (略) <u>(利用期間等)</u>
第8条 <u>会館の利用期間は、引き続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>
第9条 (略) (利用料金)
第10条 (略) 2 (略) 3 前2項の利用料金は、 <u>利用する日の3日前までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (利用料金の還付)
第11条 既納の利用料金は、還付しない。 <u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を還付することができる。</u> (1) <u>災害その他不可抗力により利用できなくなったとき。</u> (2) <u>利用期日前3日までに利用の取消しを届け出て、指定管理者が正当な理由があると認めるとき。</u>
第12条 (略)
第13条 (略)
第14条 (略)
第15条 (略)
第16条 (略)
第17条 (略)

新

第17条 (略)

旧

第18条 (略)

- ・大東市都市開発資金特別会計を廃止したこと。

大東市特別会計設置条例 新旧対照表

新
(設置)
第1条 (略)
(1) ~ (5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(8) (略)
第2条 ~ 第3条 (略)

旧
(設置)
第1条 (略)
(1) ~ (5) (略)
<u>(6) 大東市都市開発資金特別会計 都市開発事業</u>
(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
第2条 ~ 第3条 (略)

大東市立北条コミュニティセンター条例  
 大東市立生涯学習ルーム条例  
 大東市体育施設条例  
 大東市立総合文化センター条例  
 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例  
 大東市立文化情報センター条例

新旧対照表

主要改正点

- ・大東市立北条コミュニティセンター条例、大東市体育施設条例および大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例にあつては、市民以外の者が施設を延長利用する場合における利用料金の加算額等について規定したこと。
- ・大東市立生涯学習ルーム条例にあつては、施設内において使用者等が守るべき遵守事項を規定したこと。
- ・大東市立総合文化センター条例にあつては、営利目的の場合または物品販売を行う場合における使用料の加算割合等について規定したこと。
- ・大東市立文化情報センター条例にあつては、営利目的の場合および市民以外の者が使用する場合における使用料の加算割合等について規定したこと。

新	
<p>(大東市立北条コミュニティセンター条例)</p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(開館時間)</p> <p>第4条 (略)</p>	
施設の名称	開館時間

旧	
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(開館時間)</p> <p>第4条 (略)</p>	
施設の名称	開館時間

# 新

備考 コミュニティセンターの駐車場の開場時間は、午前8時45分から午後9時15分までとする。

第5条 ～ 第30条 (略)

(駐車場の使用)

第31条 (略)

2 (略)

3 駐車場の使用方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

第32条 (略)

別表第1 (第7条、第25条、第26条、第31条関係)

(1) ～ (2) (略)

(3) (略)

使用時間	利用料金 (1台につき)
<u>1時間を超える30分ごと</u>	<u>100円 (1日 (午前0時から午後12時まで) 当たり1,000円を限度とする。)</u>
<u>開場時間外に使用する場合は、1時間ごと</u>	

別表第2 (第26条関係)

(1) 本市内に在住、在勤または在学する者 (法人または団体にあつては、その所在地が本市内にあるもの。次号において「市民」という。) 以外が使用する場合

表 (略)

(2) (略)

施設の区分	加算額

# 旧

第5条 ～ 第30条 (略)

(駐車場の使用)

第31条 (略)

2 (略)

3 駐車場の使用時間その他必要な事項は、市長が別に定める。

第32条 (略)

別表第1 (第7条、第25条、第26条、第31条関係)

(1) ～ (2) (略)

(3) (略)

使用時間	利用料金 (1台につき)
<u>1時間を超える30分ごと</u>	<u>100円 (1日 (午前0時から午後12時まで) 当たり1,000円を限度とする。)</u>

別表第2 (第26条関係)

(1) 本市内に在住、在勤または在学しない者 (法人または団体にあつては、その所在地が本市内にはないもの) が使用する場合

表 (略)

(2) (略)

施設の区分	加算額

## 新

<u>大東市立北条体育館</u>	市民	<u>30分当たり250円</u>
	市民以外	<u>30分当たり500円</u>
<u>大東市立北条グラウンド</u>	市民	<u>30分当たり250円</u>
	市民以外	<u>30分当たり500円</u>

(3) (略)

### (大東市立生涯学習ルーム条例)

第1条 ～ 第8条 (略)

#### (遵守事項)

第8条の2 使用者およびすべての入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく付属設備その他器具備品等を学習ルーム外に持ち出さないこと。
- (2) 許可された使用目的以外に施設および付属設備その他の器具備品等を使用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、または危険性を伴う物品を学習ルーム内に持ち込まないこと。
- (4) 許可なく壁、柱、窓、扉、ガラス等にはり紙をし、または釘類を打ち込まないこと。
- (5) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (6) 許可なく物品の販売をし、または金品の寄付募集行為をしないこと。
- (7) 係員の正当な指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学習ルームの管理上支障のある行為をしないこと。

第9条 ～ 第12条 (略)

## 旧

<u>大東市立北条体育館</u>	<u>30分当たり250円</u>
<u>大東市立北条グラウンド</u>	<u>30分当たり250円</u>

(3) (略)

第1条 ～ 第8条 (略)

第9条 ～ 第12条 (略)

## 新

(特別設備の設置等)

第13条 (略)

2 委員会は、学習ルームの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備の設置を命じることができる。

3 (略)

第14条 ～ 第18条 (略)

(大東市体育施設条例)

第1条 ～ 第8条 (略)

(使用の届出)

第8条の2 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、使用の許可のない時間帯においては、当該時間帯内で使用しようとする個人から届出を受けることにより、大東市立市民体育館のうち大体育室、小体育室および多目的室を使用させることができる。

第9条 (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 (略)

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し等が行われた場合において、使用者（第8条第1項の許可を受けた者および第8条の2の使用の届出を行った者をいう。以下同じ。）に損害が生ずることがあってもその賠償の責を負わない。ただし、市の責に帰すべき特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

第11条 ～ 第13条 (略)

(利用料金)

第14条 施設等のうち、別表第3に掲げる施設の利用者は、使用の許可を受けるときまたは使用の届出を行うときに、同表に定める利用料金を納付しなければならない。ただ

## 旧

(特別設備の設置等)

第13条 (略)

2 委員会は、学習ルームの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備を命じることができる。

3 (略)

第14条 ～ 第18条 (略)

第1条 ～ 第8条 (略)

第9条 (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 (略)

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し等が行われた場合において、使用者（第8条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に損害が生ずることがあってもその賠償の責を負わない。ただし、市の責に帰すべき特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

第11条 ～ 第13条 (略)

(利用料金)

第14条 施設等のうち、別表第3に掲げる施設の利用者は、使用の許可を受けるときに、同表に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、委員会または指定管理

# 新

し、委員会または指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

名 称	加算金額または割合

備考 大体育室の加算金額は、半面のみを使用する場合も同額とする。

(3) (略)

名 称	加算金額

備考 本市内に在住、在勤または在学しない者（法人または団体にあつては、その所在地が本市内でないもの）が使用する場合の加算金額は、それぞれの額の2倍（大東市立龍間運動広場の場合は1.5倍）とする。

第15条 ～ 第22条 (略)

別表第1 ～ 別表第2 (略)

別表第3（第14条、第20条関係）

1 (略)

2 (略)

# 旧

者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

名 称	加算金額または割合

(3) (略)

名 称	加算金額

第15条 ～ 第22条 (略)

別表第1 ～ 別表第2 (略)

別表第3（第14条、第20条関係）

1 (略)

2 (略)

# 新

- (1) (略)
- (2) (略)

種別	時間
	午前9時から午後9時まで

備考 この表の規定にかかわらず、初回（登録時）の利用料金は、それぞれの額に400円を加算する。

## (大東市立総合文化センター条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(開館時間)

第4条 (略)

施設名	開館時間

備考 駐車場の開場時間は、午前8時30分から午後10時30分までとする。

第5条 ～ 第30条 (略)

別表 (第13条、第21条、第28条関係)

# 旧

- (1) (略)
- (2) (略)

種別	時間
	午前9時から午後9時まで

第1条 ～ 第3条 (略)

(開館時間)

第4条 (略)

施設名	開館時間

第5条 ～ 第30条 (略)

別表 (第13条、第21条、第28条関係)

## 新

### 使 用 料

(単位 円)

施設の種類等	使用時間		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
駐車場								
	<u>1時間を超える30分ごと</u>				<u>100 (1日(午前0時から午後12時まで)当たり)</u>			
	<u>開場時間外に使用する場合は、1時間ごと</u>				<u>1,000円を限度とする。</u>			

#### 備考

- 1 「平日」とは、土曜日、日曜日および休日以外の日をいう。
- 2 大ホール、多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロンまたは市民ギャラリーを使用し、入場料またはこれに類するもの(以下「入場料」という。入場料の額について段階があるときは、最高の額を対象とする。)を1,001円以上徴収する場合は、この表に定める使用料に次の割合を乗じて得た額を当該使用料に加算する。また、付属して他の施設を使用する場合もこれに準ずる(次項において同じ)。

(1) 1,001円以上3,000円以下の場合 2割

## 旧

### 使 用 料

(単位 円)

施設の種類等	使用時間		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
駐車場								
	<u>1時間を超える30分ごと</u>				<u>100 (1日(午前0時から午後12時まで)当たり)</u>			
	<u>開場時間外に使用する場合は、1時間ごと</u>				<u>1,000円を限度とする。</u>			

#### 備考

- 1 「平日」とは、土曜日、日曜日および休日以外の日をいう。
- 2 大ホール、多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロンまたは市民ギャラリーを使用し、入場料またはこれに類するもの(以下「入場料」という。入場料の額について段階があるときは、最高の額を対象とする。)を501円以上徴収する場合は、この表に定める使用料に次の割合を乗じて得た額を当該使用料に加算する。また、付属して他の施設を使用する場合もこれに準ずる(次項において同じ)。

(1) 501円以上1,000円以下の場合 3割

## 新

(2) 3,001円以上 4割

3 大ホール、多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロンもしくは市民ギャラリーを営利もしくは営業の宣伝その他これらに類する目的（以下「営利目的」という。）で使用する場合は、この表に定める使用料に次の割合を乗じて得た額を当該使用料に加算する。

(1) 営利目的の使用ではないが、物品販売を行う場合 1割

(2) 営利目的で使用する場合 5割

(3) 営利目的で使用し、かつ物品販売を行う場合 6割

4 多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロン、市民ギャラリーまたは公民館を市外居住者（団体等にあつてはその事務所の所在地が市外にあるもの）が使用する場合は、この表に定める使用料に10割を乗じて得た額を当該使用料に加算する。

5 冷暖房の装置を使用する場合は、この表に定める使用料に4割を乗じて得た額を当該使用料に加算する。

6 文化ホール（コミッティ・サロンを除く。）、市民ギャラリーまたは公民館の使用時間の延長は1時間を限度とし、延長時間が30分未満の場合はこの表に定める使用料に2割を乗じて得た額を、30分を超えた場合はこの表に定める使用料に3割を乗じて得た額を当該使用料に加算する。

7 コミッティ・サロンを使用する場合において、使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げて使用料を算出する。

8 大ホールを練習または準備等のために使用する場合は、この表に定める額に次の割合を乗じて得た額とする。

(1) 大ホールを使用して公演する場合 3割

(2) 前号以外の場合 7割

9 多目的小ホールを使用する場合において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすと

## 旧

(2) 1,001円以上3,000円以下の場合 5割

(3) 3,001円以上 10割

3 大ホール、多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロンまたは市民ギャラリーを入場料を徴収せず営利または営業の宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める使用料に10割を乗じて得た額を当該使用料に加算する。

4 大ホールを練習または準備等のために使用する場合は、この表に定める額に次の割合を乗じて得た額とする。

(1) 大ホールを使用して公演する場合 3割

(2) 前号以外の場合 7割

5 多目的小ホールを使用する場合において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすときの使用料は、この表に定める額に5割を乗じて得た額とする。

(1) 使用日の3か月前の日において他に使用の申請がないとき。

(2) 照明、冷暖房等の最低限の設備の使用で、付属設備等の使用に係る維持管理のための人手を要さないとき。

(3) 練習その他観客の入らない使用であるとき。

6 多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロン、市民ギャラリーまたは公民館を市外居住者（団体等にあつてはその事務所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める使用料に10割を乗じて得た額を当該使用料に加算する。

7 コミッティ・サロンを使用する場合において、使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げて使用料を算出する。

8 調理室もしくは料理室で電気、ガス、水道等を特別に使用する場合は、調理室もしくは料理室の使用により排水設備の清掃が特別に必要となる場合は、実費を徴収する。

9 文化ホール（コミッティ・サロンを除く。）、市民ギャラリーまたは公民館の使用時

# 新

きの使用料は、この表に定める額に5割を乗じて得た額とする。

- (1) 使用日の3か月前の日において他に使用の申請がないとき。
- (2) 照明、冷暖房等の最低限の設備の使用で、付属設備等の使用に係る維持管理のための人手を要さないとき。
- (3) 練習その他観客の入らない使用であるとき。

10 調理室もしくは料理室で電気、ガス、水道等を特別に使用する場合または調理室もしくは料理室の使用により排水設備の清掃が特別に必要となる場合は、実費を徴収する。

(大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(開館時間)

第4条 (略)

施設名	開館時間

備考 ふれあいセンターの駐車場の開場時間は、午前8時45分から午後9時15分まで(第32条による特例時間帯での使用があるときは、当該特例時間帯およびその前後15分を開場時間を含む。)とする。

第5条 ～ 第35条 (略)

(駐車場の使用)

第36条 (略)

# 旧

間の延長は1時間を限度とし、延長時間が30分未満の場合はこの表に定める使用料に2割を乗じて得た額を、30分を超えた場合はこの表に定める使用料に3割を乗じて得た額を当該使用料に加算する。

10 冷暖房の装置を使用する場合は、この表に定める使用料に4割を乗じて得た額を当該使用料に加算する。

第1条 ～ 第3条 (略)

(開館時間)

第4条 (略)

施設名	開館時間

第5条 ～ 第35条 (略)

(駐車場の使用)

第36条 (略)

## 新

2 (略)

3 駐車場の使用方法その他必要な事項は、委員会が別に定める。

第37条 (略)

別表第1 (第7条、第16条、第22条、第31条、第32条、第36条関係)

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

使用時間	利用料金 (1台につき)
<u>1時間を超える30分ごと</u>	<u>100円 (1日 (午前0時から午後12時まで) 当たり1,000円を限度とする。)</u>
<u>開場時間外に使用する場合は、1時間ごと</u>	

別表第2 (第22条、第31条、第32条関係)

(1) 本市内に在住、在勤または在学する者 (法人または団体にあつては、その所在地が本市内にあるもの。第3号において「市民」という。) 以外が使用する場合

表 (略)

(2) (略)

(3) (略)

施設の区分	加算金額	
<u>大東市立四条体育館</u>	<u>市民</u>	<u>30分当たり250円</u>
	<u>市民以外</u>	<u>30分当たり500円</u>
	<u>市民</u>	<u>30分当たり250円</u>

## 旧

2 (略)

3 駐車場の使用時間その他必要な事項は、委員会が別に定める。

第37条 (略)

別表第1 (第7条、第16条、第22条、第31条、第32条、第36条関係)

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

使用時間	利用料金 (1台につき)
<u>1時間を超える30分ごと</u>	<u>100円 (1日 (午前0時から午後12時まで) 当たり1,000円を限度とする。)</u>

別表第2 (第22条、第31条、第32条関係)

(1) 本市内に在住、在勤または在学しない者 (法人または団体にあつては、その所在地が本市内でないもの) が使用する場合

表 (略)

(2) (略)

(3) (略)

施設の区分	加算金額
<u>大東市立四条体育館</u>	<u>30分当たり250円</u>

## 新

大東市立四条グラウンド

市民以外

30分当たり500円

(4) (略)

### (大東市立文化情報センター条例)

第1条 ～ 第6条 (略)

(使用の制限)

第7条 (略)

(1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) (略)

(3) 特定の政党の利害に関する事業または特定の宗教を支援する事業であると認めるとき。

(4) ～ (5) (略)

第8条 (略)

(入館の制限)

第8条の2 委員会は、次のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、または退館を命  
じることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、もしくは他人の迷惑になる物品または動物の類を携帯してい  
るとき。

(2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会がセンターの管理上支障があると認めたとき。

第9条 (略)

(特別設備の設置等)

第9条の2 使用者は、センターの使用に際し、特別の設備を設け、または既設の設備に

## 旧

大東市立四条グラウンド

30分当たり250円

(4) (略)

第1条 ～ 第6条 (略)

(使用の制限)

第7条 (略)

(1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) (略)

(3) 営利を目的とする事業、特定の政党の利害に関する事業または特定の宗教を支援す  
る事業であると認めるとき。

(4) ～ (5) (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

## 新

変更を加えようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、センターの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備の設置を命じる  
ことができる。

3 前2項の設備の設置および変更に伴う経費は、すべて使用者の負担とする。

(使用料)

第10条 (略)

	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>	<u>午前・午後</u>	<u>午後・夜間</u>	<u>全日</u>
<u>使用</u> <u>区分</u>	<u>午前10時</u> <u>から午後1</u> <u>時まで</u>	<u>午後2時か</u> <u>ら午後5時</u> <u>まで</u>	<u>午後6時か</u> <u>ら午後9時</u> <u>まで</u>	<u>午前10時</u> <u>から午後5</u> <u>時まで</u>	<u>午後2時か</u> <u>ら午後9時</u> <u>まで</u>	<u>午前10時</u> <u>から午後9</u> <u>時まで</u>
<u>使用</u> <u>料</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,600円</u>	<u>3,600円</u>	<u>5,400円</u>

2 前項に規定する使用料を納付する場合において、使用者、使用方法および使用時期が  
次の各号のいずれかに該当するときは、前項の表に定める使用区分に係る基本使用料に  
当該各号に定める割合を乗じて算出した金額を加算する。この場合において、該当する  
項目が複数発生するときは、当該算出した金額をすべて合算して納付しなければならない  
い。

(1) 本市内に在住、在勤または在学しない者（団体が法人格を有する場合は、当該団体  
の所在地が本市内にないもの）が使用する場合 10割

(2) 入場料またはこれに類するものを徴収する場合 10割

(3) 営利、営業その他これらに類する目的で使用する場合 10割

3 第4条で定める開館時間を超過して使用する場合は、1時間につき600円を加算し  
て納付しなければならない。

第11条 ～ 第15条 (略)

(指定管理者による管理)

## 旧

(使用料)

第10条 (略)

<u>使用区分</u>	<u>使用料</u>
<u>3時間</u>	<u>1,800円</u>

2 第4条で定める開館時間を超過して使用する場合は、1時間につき600円を加算し  
て納付しなければならない。

第11条 ～ 第15条 (略)

(指定管理者による管理)

## 新

第16条 (略)

2 (略)

3 前項第4号に規定する利用料金は、第10条に定める使用料を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とすることができる。

4 (略)

5 第4条から前条（第9条および第13条を除き、第10条から第12条までについては第2項第4号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。）までの規定は、第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て」と、第5条中「委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、委員会の承認を得て」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条から第8条の2までおよび第9条の2の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条（見出しを含む。）および第12条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第14条第2項および第15条第2項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第17条 ～ 第18条 (略)

## 旧

第16条 (略)

2 (略)

3 前項第4号に規定する利用料金は、第10条に定める利用料金を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とすることができる。

4 (略)

5 第4条から前条（第9条および第13条を除き、第10条から第12条までについては第2項第4号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。）までの規定は、第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て」と、第5条中「委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、委員会の承認を得て」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条から第8条までの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条（見出しを含む。）および第12条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第14条第2項および第15条第2項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第17条 ～ 第18条 (略)